

家族のために…子どもたちのために…

私たちの未来のために…

受動喫煙防止の輪を広げましょう！

「受動喫煙」って…？



「受動喫煙のない社会を目指して」ロゴマーク

自分の意志に関わらず、他人の煙を吸わされることをいいます。
たばこの先端から上の白い煙（副流煙）には有害物質がたくさん！

受動喫煙によって、日本で

年間約 15,000 人が死亡

していると推計されています。家庭や職場での受動喫煙による肺がんと心臓病・脳卒中が原因です。この数は、交通事故での死亡（約 4,100 人：平成 27 年）を上回っています。

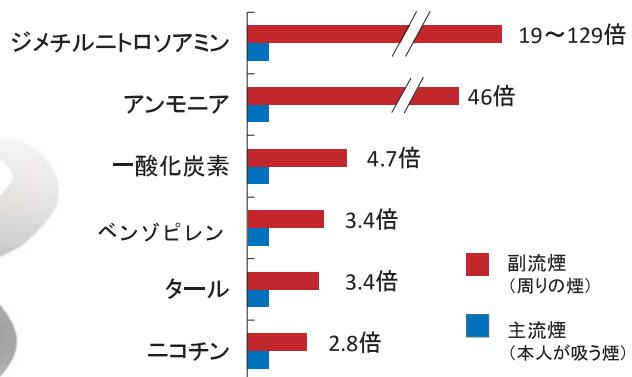
（喫煙と健康喫煙の

健康影響に関する検討会報告書）



タバコ煙は副流煙の方が有害

主流煙の濃度を1とした時の副流煙の濃度



（厚生労働省 最新たばこ情報）

<http://www.health-net.or.jp/tobacco/front.html>

特に子どもの健康には、大きな影響を与えている可能性が…



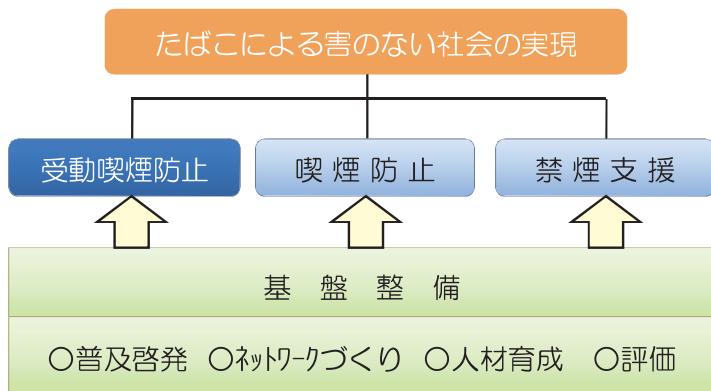
子どもの若い細胞は感受性が高く、外から入ってきた物質の影響を受けやすいため、たばこの煙は、子どもたちにさまざまな健康影響をもたらします。

また、妊娠中の喫煙や受動喫煙は、胎児の発育遅延や出生体重の減少に影響をもたらします。

山口県における「受動喫煙防止」への取り組み

「山口県たばこ対策ガイドライン（改定）」に沿い、 「公共的な空間については全面禁煙」 を目指しています。

《 たばこ対策の体系図 》



ガイドラインの3本柱のひとつである受動喫煙防止は、「たばこの煙のない（スマートフリ）環境を広げ、受動喫煙を防止する」ことを目標にしています。



屋外に喫煙場所を設置する場合、受動喫煙を防ぐためには、通路や出入口からおおむね10m以上離すことが必要です。

受動喫煙防止対策の内容及び基準

施設の種別		具体的な施設例	内容及び基準
施設等	① 子どもや健康に問題がある者等が定期的に利用する施設	学校、医療施設（病院・診療所）、児童福祉施設等	原則、敷地内禁煙
	② 官公庁・健康増進関連施設	庁舎、体育館、スポーツ施設等	原則、施設内禁煙
	③ ①②以外で、外部の人が多く利用する施設	社会福祉施設（児童福祉施設以外）、集会場、飲食店、駅、航空旅客ターミナル、美術館、博物館、宿泊施設、娯楽施設、事務所、工場等	原則、施設内禁煙 ただし、禁煙が難しい場合は、適切な受動喫煙防止対策を講じること
区域	子ども等が利用する区域	通学路、公園等	受動喫煙防止対策のための配慮が必要

ご相談・お問い合わせ先：

～ 山口県健康福祉部健康増進課 （平成25年2月作成） ～

「山口県たばこ対策ガイドライン（改定）」は山口県健康増進課ホームページよりダウンロードできます。